

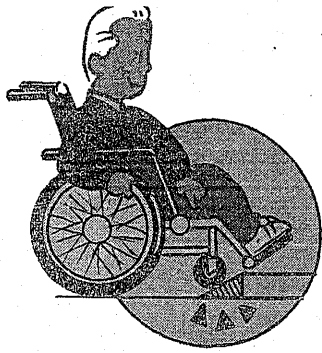
介護保険の  
実施間近に

四月一日より介護保険が実施されます。準備は着々とすすんでいます。  
どうしたら介護保険によるサービスを受けられるようになるのか、もう一度順番に説明してみます。

【介護保険の申し込みからサービスを受けるまで】

①申し込み

介護保険を受けられる人  
・六十五才以上の介護を必要とする人  
・四十才〜六十五才で脳血管障害などによって介護を必要とする人  
本人か家族などの代理人が市町村の窓口申し込む。



②調査・主治医の意見書

市、町、村から委託を受けたケアマネージャーが自宅などを訪ね体の具合の悪いところはなにか、ぼけはないかなど状態を調査します。  
同時に主治医が申請者の病気や治療の様子などの状態について意見書を書きます。

③介護度の認定

ケアマネージャーの調査票、主治医の意見書をもとに申請者の必要な介護度を決めます。

要支援、要介護一〜五の六段階あります。申請者の状態に応じて、使えるサービスの量を定めることとなります。

④ケアプランをつくる

要介護度が決まった申請者は、渡されるリストの中からケアマネージャーを選びその人に自分に合った、介護の種類、業者を選んでもらいます。

入浴サービス、ホームヘルプサービス、訪問介護サービスなど、いつ・どのくらいの時間受けるかなどを決めます。自分で決めてもよいのです。

⑤サービス開始

ケアプランにもとづいてサービスがはじまります。  
ケアマネージャーがうまく行われているかチェックします。



⑥要介護度のチェック

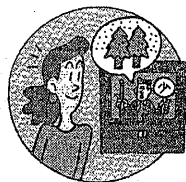
介護を受けている人の状態も、良くなったり悪くなったりします。  
急激な変化がないかぎり、六ヶ月毎に要介護度を変更しなくて良いかチェックします。



ことしの花粉症は  
ひどい

昨年の夏の日照りのお陰で今年の杉花粉の量は多いとされています。  
二月中はいつもと同じ程度と思われましたが三月に入って症状がずっと重くなっています。  
これまであまりおこらなかつた人や、しばらくおこっていない人にもおこっています。

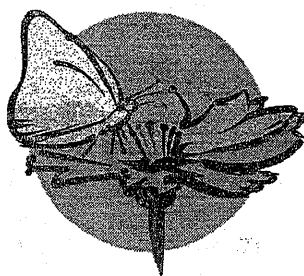
花粉症には  
①ねむくならない抗アレルギー剤  
②強い抗アレルギー剤  
③点鼻剤  
④点眼剤  
⑤注射  
などの治療があります。



院長

みなさんの質問や投稿をお待ちしております。

☆受付けからのお願い  
月初めには必ず保険証を受け付けにお出し下さい。  
診察券は毎回お持ち下さい。



3月・4月の休診日

(日曜・祭日)

水曜・土曜・第一火曜午後)

休 診